○厚生労働省令第八十四号

児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) 第三条第三項、 第七条第二項及び第三十条の規定に基づき、

児童手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童手当法施行規則の一部を改正する省令

児童手当法施行規則 (昭和四十六年厚生省令第三十三号) の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中 「掲げる入所」を「掲げる入所又は入院」 に改め、 同項第一号中 「受けて又は」 を

受けて若しくは」に改め、「への入所」の下に「又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定

する指定医療機関への入院」を加える。

第一条の四第四項第一号中 「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改める。

様式第三号 (裏面) の注意の4中 「障害児入所施設」の下に「、 指定医療機関」 を加え、 同 注意 で 8 中

施設に入所して」や「施設等に入所若しくは入院をして」以改め、 「又は入所」の下に「若しくは入院」を

加え、 同注意の11の①中「入所して」を「入所裕しへは入院やして」に改める。

様式第四号 (表面) 及び (裏面)の注意の8中「入所」の下に「桝しへは入所」を加える。

様式第五号 (表面) 中「又は入所」の下に「卅しへは入院」を加え、 「退所した」や「退所若しくは退院

やした」に改める。

に改める。 くは人院やして」に改め、 注意の5中 様式第五号(裏面)の注意の1中「潜蠉に入所して」を「潜穀郷に入所指しくは入院やして」に改め、同 「又は入所」の下に「桝しへは入院」を加え、 「障害児入所施設」の下に「、 指定医療機関」を加え、 同注意の8中 「摘設に入所して」を「摘設等に入所若しくは入院をして」に改め 同注意の3中「入所して」を「入所粘しくは入院をして」 同注意の7中「入所して」を「入所若し

□⊳ 様式第六号(裏面)の注意の7の①中「據合」の下に「や母給者が未成年後見人又は父母指定者である據 を加え、 同注意の 11中⑧を⑩とし、⑦の次に次のように加える。

 ∞ 所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市 受給者が本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、 受給者の前年の所得の額と、その

町村長の証明書

9 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類

様式第七号 (裏面) の注意の3中「入所して」を「入所描しへは入院やして」に改め、 同注意の4中 一种

」に改め、同注意の7中「箘殻に入所して」を「慉殻鍛に入所枱しくは入院やして」に改め、「又は入所」

同注意の6中「入所して」を「入所粘しくは入院をして

書児入所施設」の下に「、指定医療機関」を加え、

の下に「雌しへみ入浴」を加える。

様式第九号 (表面) 中 「施設の種類」を「施設等の種類」に改める。

様式第九号 (裏面) の注意の2の②中 「潜쨏」を「潜쨏郷」に改め、 同注意の3中 「施設の種類」 を「滸

穀等の種類」に改め、 「小規模住居型児童養育事業者、 「障害児人所施設」の下に「、 益

様式第十号 (表面)及び (裏面) の注意の4中「入所」の下に「桝しへは入院」を加える。

様式第十三号 (表面) 中 「魅惑の種類」を「魅穀等の種類」に改める。

様式第十三号 (裏面) の
注意の
1中
「施設を
退所した」
を「施設等から
退所若しくは
退院をした」
い、

又は退所した」を「又は退所若しくは退院をした」に改め、同注意の3中「退所」の下に「若しくは退院」

を加え、 同注意の4中 「施設を退所した」や「施設等から退所若しくは退院をした」に必め、 同注意の5中

「施設に入所して」や「施設等に入所若しくは入院をして」以、 「施設を退所した」や「施設等から退所若

しくは退院をした」に改める。

附 則

1 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書

類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用すること

ができる。